

令和7年度 長野県介護支援専門員研修の募集要項等一覧

研修実施機関：（社福）長野県社会福祉協議会

ページ番号	研修名
3	研修受講の手引き（研修全体概要説明）
13	更新研修（実務経験者、初回）
15	更新研修（実務経験者、2回目）
17	更新研修（実務未経験者）
19	再研修
21	専門研修課程Ⅰ・Ⅱ
25	主任介護支援専門員研修
31	主任介護支援専門員更新研修

令和7年度 長野県介護支援専門員研修（法定研修）受講の手引き

研修実施機関：（社福）長野県社会福祉協議会

この手引きには、研修の申込みから研修の修了までの手続きについて記載しています。
研修別の詳細な内容は別に要項が用意されています。この手引きと合わせて確認してください。
特に、研修の修了に向けての注意事項も記載しています。受講希望者の方は必ず目を通してください。

研修実施機関

2025年度（令和7年度）現在、長野県では県の指定を受けて社会福祉法人長野県社会福祉協議会（以下、県社協）が介護支援専門員に係る全ての法定研修を実施します。

受講対象者

長野県における介護支援専門員研修（法定研修）の受講対象となるのは、原則として介護支援専門員の登録が長野県の方です。登録地が他県の方は、所定の手続きが必要となります。長野県健康福祉部介護支援課にお問合せください。（長野県健康福祉部介護支援課：電話 026-235-7121）

2025年度（令和7年度）における更新研修受講対象者

令和7年度における更新研修の受講対象となるのは以下の方です。

介護支援専門員証の有効期間満了日を令和7年10月1日～令和8年9月30日に迎える方

※主任介護支援専門員更新研修の受講対象期間は、別紙「主任介護支援専門員更新研修募集要項」に記載の受講対象者早見表をご確認ください。

介護支援専門員としての実務従事者の考え方について

実務に従事している（又は従事していた）とは、下記の対象施設で介護支援専門員（又は計画作成担当者）としての業務を行っている（又は行っていた）もしくは居宅介護支援事業所の管理者となっている（又はなっていた）ことです。

地域包括支援センター（予防プラン作成含）	介護老人福祉施設
居宅介護支援事業所	介護老人保健施設
特定施設入居者生活介護事業所	介護医療院
小規模多機能型居宅介護事業所	介護予防支援事業所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	介護予防特定施設入居者生活介護事業所
認知症対応型共同生活介護事業所	介護予防小規模多機能型居宅介護事業所
地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	介護予防認知症対応型共同生活介護事業所
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所	

※前回の資格更新以降、実務の従事経験がない場合は実務未経験者となります。実務未経験者で、更新研修の受講を検討している方は、複数回目の更新であっても、「介護支援専門員更新研修（実務未経験者）」をお申込みください。

研修日程について

研修日程表、各研修の募集要項のとおりです。

受講方法等

オンラインによる講義動画の受講（個人学習での課題の実施含む）と集合研修を組み合わせて実施します。集合研修については各研修日程表に記載の期間で実施する予定としていますが、状況により変更になる可能性があります。最終決定は研修実施の2週間前までに、会場及び日程を受講決定通知に記載してお知らせします。研修会場は主に松本市での開催を想定しています。

なお、研修は有効期間満了日や業務開始時期等を踏まえ事務局にて会場・日程を決定します。

※1 オンラインによる講義動画の受講（以下、オンライン研修）では提出課題を設けます。課題の提出締切日を守らないと受講が無効になり、資格証の更新できないことがあります。

※2 オンライン研修にかかるインターネット環境等は受講者各自でご用意ください。経費も各自でご負担ください。

※3 オンライン研修における各受講者の動画の視聴割合は事務局側で把握しています。

※4 同一事業所に所属していて、同一の研修を受ける介護支援専門員がいる場合、複数人で一つのパソコン等でオンライン研修を受講したい場合は、あらかじめ事務局までご相談ください。

研修の申込方法

インターネットの専用フォームからの申込みと、様式の郵送による提出が必要になります。研修により専用フォーム、提出物が異なりますのでご注意ください。詳しくは各研修の要項をご確認ください。

更新研修（実務経験者）初回、更新研修（実務経験者）2回目以降更新、専門研修（専門課程Ⅰ・Ⅱ）再研修、更新研修（実務未経験者）を受講したい方

→介護支援専門員更新研修・専門研修・再研修の募集要項をご確認下さい。

※1 専門研修を受講する場合、インターネット申込のほか、実務に従事した期間を確認するため、「実務経験証明書」を郵送してください。

※2 直近の法定研修を長野県以外で修了した場合は、インターネット申込のほか、修了証書の写しを郵送してください。

主任介護支援専門員研修を受講したい方

→主任介護支援専門員研修の募集要項をご確認ください。

※ 直近の法定研修を長野県以外で修了した場合は、インターネット申込のほか、修了証書の写しを郵送してください。

主任介護支援専門員更新研修を受講したい方

→主任介護支援専門員更新研修の募集要項をご確認ください。

※ 直近の法定研修を長野県以外で修了した場合は、インターネット申込のほか、修了証書の写しを郵送してください。

介護支援専門員実務研修を受講したい方

→実務研修受講試験合格者へは別に申込方法等を案内しています。

必要書類の様式は、県社協のホームページに掲載しています。その他必要書類と合わせて郵送してください。

【郵送先】 〒380-0936 長野県長野市中御所岡田98-1
(社福) 長野県社会福祉協議会 ケアマネ研修情報センター 宛

【申込及び添付書類の提出期限】

令和7年4月14日(月)【消印有効】

**長野県ではこの期間のみの募集になります。この期間外の募集は行っていません。
→介護支援専門員の法定研修のうち令和7年度に実施する研修(実務研修除く)**

受講の決定

受講決定者には、受講決定通知を郵送します。また、受講をお断りする場合にもご連絡します。

受講決定者には、受講決定通知の送付後、研修開始までに研修資料及び受講料請求書を送付します。

※ 受講決定通知は、各研修の開始2週間前までに発送します。受講決定通知には集合研修の会場・日程を記載しますので、紛失に注意してください。

修了証書の交付

各研修の全課程を修了した方に修了証書を交付します。

※ 修了証書の交付を受けただけでは資格の登録や更新はされません。必ず介護支援専門員の資格管理担当課である長野県介護支援課へ各申請を行ってください。

修了証書の紛失について

各研修の申込みに必要な修了証書を紛失した場合は、以下の担当課までお問合せください。

- ・平成24年度以降の修了証書…(社福)長野県社会福祉協議会 ケアマネ研修情報センター (026-226-2000)
- ・それ以前の修了証書…長野県健康福祉部介護支援課 (026-235-7121)

主任介護支援専門員更新研修と専門員証の更新について

「主任介護支援専門員更新研修の修了」により介護支援専門員証の更新ができます。(更新の申請方法については研修時にご案内します)

「主任介護支援専門員研修の修了」は介護支援専門員証の更新要件を満たしません。十分ご注意ください。別に更新研修を受ける必要があります。

研修受講にあたって

オンライン研修、集合研修のいずれも、事務局から修了要件を満たさないと判断された場合は、修了にならず、修了証の発行はできない場合があります。予めご了承ください。具体例は以下のとおりです。

- ・オンライン研修の動画の未視聴(一つの動画を完了まで再生していない場合も含む)
- ・集合研修で講師の許可なく離席する、研修中に携帯電話、スマートフォン等を使用する、事務局から受講態度がふさわしくないと判断される。
- ・課題の未提出、提出期限に間に合わない。

※上記は一例です。

研修受講料

研修の受講料の請求書は、研修資料を郵送する際に同封します。納期限までに指定口座へお振込みください。

※ 納付された受講料等は一切返還できません。また、次年度以降又は他の研修に充当することもできません。

※ 研修を途中で辞退する場合も受講料等は返金できません。十分ご注意ください。

研修名	受講料・資料代
介護支援専門員実務研修	59,400 円
実務経験者【初回更新者】 専門課程Ⅰ及びⅡ受講	52,400 円
実務経験者【初回更新者】 専門課程Ⅱのみ受講	18,340 円
実務経験者【2回目以降更新者】	18,340 円
実務未経験者	41,600 円
専門研修課程Ⅰ	34,060 円
専門研修課程Ⅱ	18,340 円
主任介護支援専門員研修	47,200 円
主任介護支援専門員更新研修	56,400 円
介護支援専門員再研修	41,600 円

令和7年10月1日～令和8年9月30日に介護支援専門員証の有効期間満了を迎える方へ

【初回更新者】

(1) 介護支援専門員としての業務を行うには介護支援専門員証の更新が必要です。

※介護支援専門員証の有効期間が満了しても介護支援専門員の登録は抹消されませんので、実務に就く予定のない方は、すぐに更新をする必要はありません。ただし、有効期間満了後改めて実務に就くには、介護支援専門員再研修受講修了後に介護支援専門員証の交付を受ける必要がありますのでご注意ください。

(2) 介護支援専門員証の更新のためには「介護支援専門員更新研修」又は「介護支援専門員専門研修課程Ⅰ及びⅡ」を修了する必要があります。

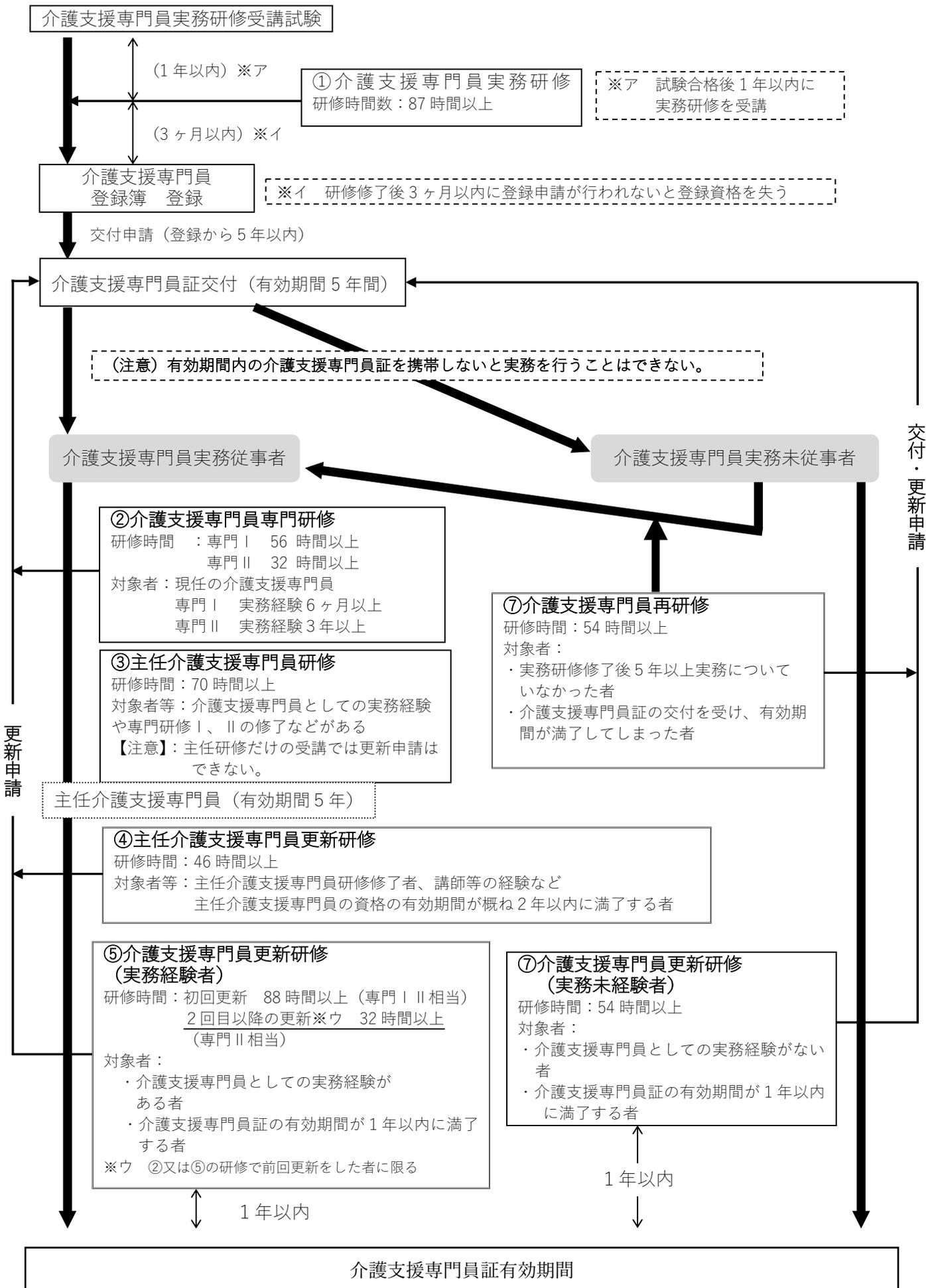
【2回目以降更新者】

2回目以降更新者の方は、前回の更新の際に受講した研修やその後の実務経験の有無等により受講する研修が異なりますので、詳しくはフローチャートにてご確認ください。

※初回更新者の研修の整理

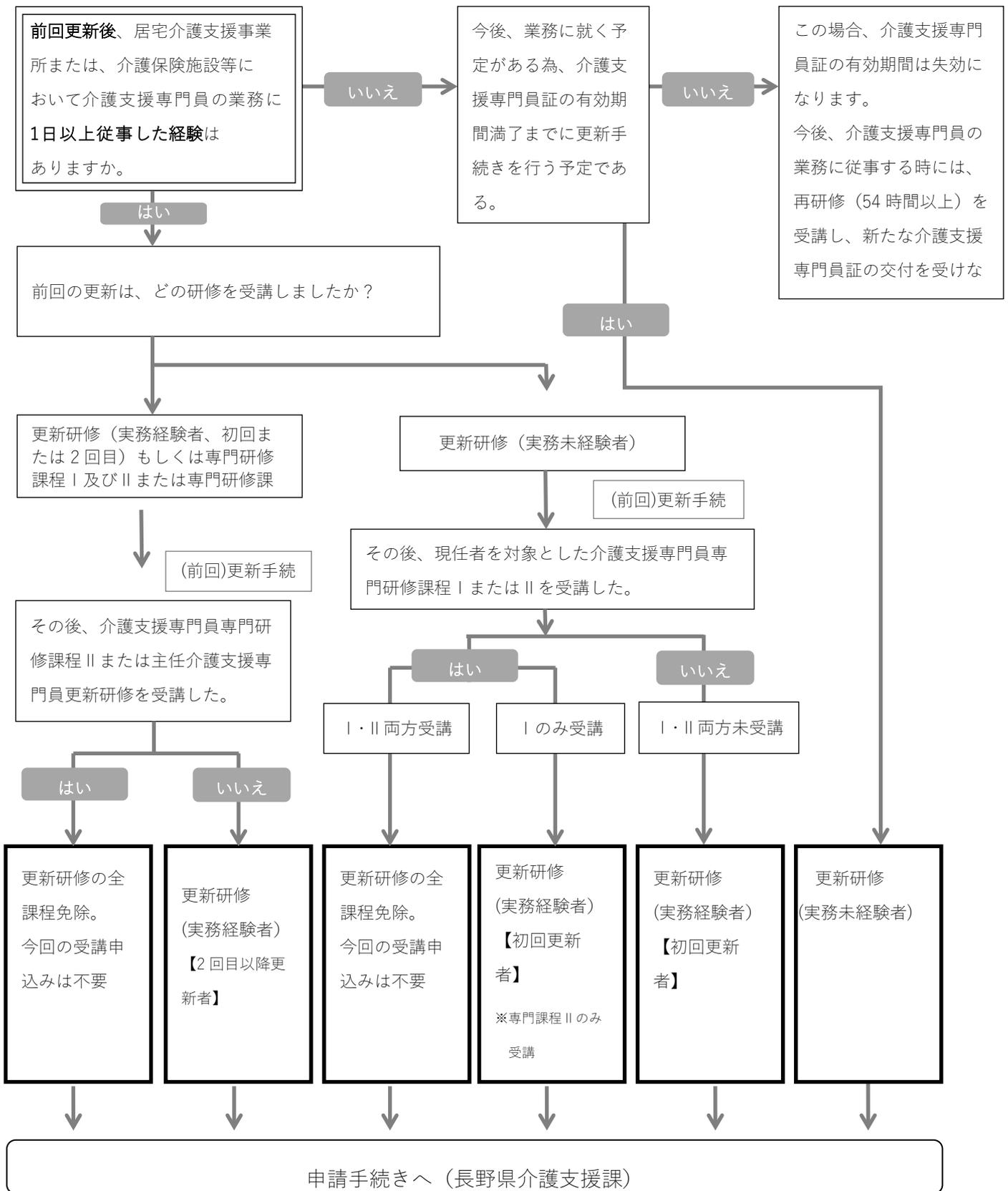
対象となる方	該当となる研修
現在、介護支援専門員として従事している方	現に所持している介護支援専門員証の有効期間内に介護支援専門員専門研修(専門研修課程Ⅰ及びⅡ)を修了された方 ⇒更新に必要な研修は修了しています。 ※更新は自動では行われませんので手続きを忘れずに行ってください。
	現に所持している介護支援専門員証の有効期間内に介護支援専門員専門研修のうち専門研修課程Ⅰを修了し、専門研修課程Ⅱが未受講の方 ⇒介護支援専門員更新研修(実務経験者)【初回更新者】の受講を申込み、専門課程Ⅱを受講してください。
	現に所持している介護支援専門員証の有効期間内に介護支援専門員専門研修を未受講の方 ⇒介護支援専門員更新研修(実務経験者)【初回更新者】の受講を申込み、専門課程Ⅰと専門課程Ⅱを両方受講してください。
現在は介護支援専門員として従事していないが、以前に介護支援専門員として従事した経験がある方	⇒介護支援専門員更新研修(実務経験者)【初回更新者】が受講できます。 ※ただし、介護支援専門員としての業務に就く予定の無い方は、すぐに研修を受ける必要はありませんが、研修を修了しないと更新申請はできません。
介護支援専門員として登録後、一度も介護支援専門員として従事した経験がない方	⇒介護支援専門員更新研修(実務未経験者)が受講できます。 ※ただし、介護支援専門員としての業務に就く予定の無い方は、すぐに研修を受ける必要はありませんが、研修を修了しないと更新申請はできません。

介護支援専門員研修体系 2025年(令和7年度)



介護支援専門員更新研修フローチャート(2回目以降更新者用)

介護支援専門員証の有効期間内に主任介護支援専門員更新研修を修了された場合は、本研修の修了をもって介護支援専門員証を更新することができます。その場合、下記更新研修、専門研修の受講は不要です。(ただし、研修修了後決められた期間に更新手続きを長野県へ行う必要があります。)



※前回の更新時に受講した研修を確認の上、お間違えのないようにお申込みください。
 ※各項目の記載内容に不明点がある場合は7ページ以降の「よくある質問」を確認してください。

よくある質問 「介護支援専門員研修の受講にあたって」

Q 1 介護支援専門員証は研修を受ければ自動的に更新されますか？

A 1 自動的に更新はされません。研修修了後、介護支援専門員証の更新手続きを長野県庁へ行う必要があります。

Q 2 有効期間がもうすぐ切れますが、実務に就く予定は今のところありません。何か研修を受講する必要がありますか？

A 2 すぐに研修を受ける必要はありません。介護支援専門員証の有効期間が満了しても介護支援専門員の登録は抹消されませんので、実務に就く予定の無い方はすぐに更新をする必要はありません。

ただし、有効期間が満了した後、改めて介護支援専門員として実務に就く場合は、事前に再研修を受講し、介護支援専門員証の交付手続きを長野県庁へ行う必要があります。

Q 3 介護支援専門員証を県に返納してしまって(紛失してしまって)再研修の申込記入欄の登録番号及び有効期間満了日がわかりません。

A 3 介護支援専門員証の登録番号及び有効期間満了日は、長野県介護支援課へお問合せのうえご記入ください。介護支援専門員証は有効期間の5年を過ぎたら長野県に返納になります。

Q 4 介護支援専門員としての実務経験がありますが、経験が浅いので、実務未経験者の研修を受講したいのですがいいのでしょうか？

A 4 現在お持ちの介護支援専門員証の有効期間内に、1日でも実務経験がある場合は実務経験者の更新研修を受講してください。更新研修(実務未経験者)の受講対象者は現在お持ちの介護支援専門員証の有効期間内での実務経験がゼロの場合に限られます。

なお、現在の介護支援専門員証に更新後に実務経験がない場合は、更新前の実務経験の有無を問わず更新研修(実務未経験者)を受講してください。

Q 5 介護支援専門員の資格(有効期間中)を持っていますが、地域包括支援センターで保健師として働いています。「更新研修(実務経験者)」の実務経験者として受講対象となりますか？

A 5 受講対象です。地域包括支援センターで保健師・社会福祉士として従事されている場合は、介護支援専門員実務従事者と同等とみなされ、更新研修(実務経験者)の受講対象です。

※主任介護支援専門員研修の受講要件の通算期間にも算定されます。

Q 6 認定調査員を担当していたが、実務に従事していたことになりますか？

A 6 該当しません。介護支援専門員の業務を行っているとはいえません。ご注意ください。

Q 7 各研修の受講対象者の「実務期間」はどのように換算すればいいですか？

A 7 研修開始日の前日までで換算してください。受講申込の時点で実務期間を満たしていなくても、研修開始日の前日までに満たしていれば該当の研修を受講できます。

Q 8 実務経験の通算期間に、育児休業等の期間を含めていいのでしょうか？

A 8 含めることはできません。実際に実務に従事していた期間で換算してください。

Q 9 長野県以外で登録している介護支援専門員でも、長野県で更新研修は受講できますか？

A 9 原則は、登録した都道府県で受講する必要があります。ですが、必要な手続きと申請が受理された後、受講可能となります。長野県に受講地変更届もしくは移転登録申請書を提出する必要がありますので、登録がある県と長野県両方にまずはご連絡ください。

令和7年度 介護支援専門員更新研修(実務経験者)【初回更新者】 受講要項

研修実施機関：(社福) 長野県社会福祉協議会

※本要項の前に「令和7年度 長野県介護支援専門員研修（法定研修）受講の手引き」を先にご確認ください。

1. 本研修の目的

介護支援専門員証の更新時にあわせ、定期的な研修受講の機会を確保することにより、介護支援専門員として必要な知識及び技術の向上を図り、専門職としての能力の保持・向上を図ることを目的とします。

※なお、介護支援専門員証の更新のためには、本研修を修了することが必要です。

2. 受講対象者

以下のいずれかに該当し、かつ介護支援専門員証の有効期間満了日を2025(令和7)年10月1日～2026(令和8)年9月30日に迎える者

- (1) 介護支援専門員として現に実務に従事している者
- (2) 現在所持している介護支援専門員証の交付日以降に介護支援専門員として実務に従事した経験のある者

3. 申込方法

インターネットの専用フォーム（更新研修・専門研修・再研修用）から必要事項を入力して申し込んでください。

<http://www.nsyakyo.or.jp/koshin.php>

※直近の法定研修を長野県以外で修了した場合は、インターネット申込のほか、修了証書の写しを郵送してください。

【郵送先】

〒380-0936 長野市中御所岡田 98 番地 1 (社福) 長野県社会福祉協議会 ケアマネ研修情報センター 宛て

4. 受講方法等

本研修は大きく分けて「講義」と「演習」によって構成されます。この「講義」は、主にオンラインによる講義動画の視聴（以下、オンライン研修）と、主に集合研修等でのグループワークなどをさします。ここに課題などを組み合わせて実施します。以下の①～④は受講者が守っていただかなくてはならない研修のルールです。

- ① 本研修では講義、演習それぞれで提出課題を設けることがあります。また、締め切り日を守らないと受講が無効になることがあります。
- ② 課題に取り組む時間も研修に含まれています。課題も研修の一つです。
- ③ オンラインによる講義動画の視聴にかかるインターネット環境等は受講者各自でご用意ください。経費もご自身でご負担ください。
- ④ オンラインによる講義動画の視聴における各受講者の動画の視聴割合は事務局側で把握しています。全動画の視聴が必要です。

5. 研修の一部免除について

現に所持している介護支援専門員証の有効期間内に「介護支援専門員専門研修（専門研修課程Ⅰ）」を修了された方は、専門課程Ⅰの科目の受講を免除することができます。

6. 受講料

郵送で送付する研修資料と同封の請求書のとおり納付期限までに指定口座にお振込みください。

実務経験者【初回更新者】 専門課程Ⅰ及びⅡ受講：受講料（資料代含む）52,400 円

実務経験者【初回更新者】 専門課程Ⅱのみ受講：受講料（資料代含む）18,340 円

※納付された受講料等は一切返還できません。また、次年度以降の研修、又は他の介護支援専門員研修に振り替えることもできません。

※研修を途中で辞退する場合も受講料等は返金できません。十分ご注意ください。

7. 日程等について

第1期、もしくは第2期のいずれかの受講になります。※選択不可

第1期

想定日数	受講方法	日程	会場
専門Ⅰ課程 (全9日間相当)	オンライン研修	7日間相当	5月16日～7月2日
	集合研修（2日）	松本会場	7月3日、4日
専門Ⅱ課程 (全6日間相当)	オンライン研修	5日間相当	7月10日～8月21日
	集合研修（1日）	松本会場	8月22日

第2期

想定日数	受講方法	日程	会場
専門Ⅰ課程 (全9日間相当)	オンライン研修	7日間相当	7月15日～9月2日
	集合研修（2日）	松本会場	9月3日、4日
専門Ⅱ課程 (全6日間相当)	オンライン研修	5日間相当	9月11日～10月22日
	集合研修（1日）	松本会場	10月23日

【備考】

- ・日程、会場は予定です。変更になる場合があります。
- ・想定日数とは、動画配信による講義等の視聴時間＋提出課題に取り組む時間を指します。
- ・オンライン研修とは上記日程の期間中に指定の数の講義動画を視聴していただくことです。講義動画は日程に記載の期間中、いつでも視聴いただけます。
- ・受講時期、会場については有効期間満了日や業務開始時期等を加味して事務局で決定し、受講決定通知にてお知らせします。

8. 研修科目

本研修は「介護支援専門員専門研修(専門研修課程Ⅰ及びⅡ)」と合同で実施します。

研修カリキュラムは別紙カリキュラムをご確認ください。

※カリキュラムは変更する場合がありますので、予めご了承ください。

令和7年度 介護支援専門員更新研修(実務経験者)【2回目以降更新者】 受講要項

研修実施機関：(社福) 長野県社会福祉協議会

※本要項の前に「令和7年度 長野県介護支援専門員研修(法定研修) 受講の手引き」を先にご確認ください。

1. 本研修の目的

介護支援専門員証の更新時にあわせ、定期的な研修受講の機会を確保することにより、介護支援専門員として必要な知識及び技術の向上を図り、専門職としての能力の保持・向上を図ることを目的とします。

※なお、介護支援専門員証の更新のためには、本研修を修了することが必要です。

2. 受講対象者

2回目以降更新者で、前回更新時に介護支援専門員専門研修もしくは介護支援専門員更新研修(実務経験者)を受講した者で以下のいずれかに該当し、かつ介護支援専門員証の有効期間満了日を2025(令和7)年10月1日～2026(令和8)年9月30日に迎える者

(1)介護支援専門員として現に実務に従事している者

(2)現在所持している介護支援専門員証の交付日以降に介護支援専門員として実務に従事した経験のある者

※2回目以降更新者用フローチャートをよくご確認のうえ、受講してください。

※主任介護支援専門員の資格がある方は、介護支援専門員証の有効期間内に修了した主任介護支援専門員更新研修の修了証書をもって介護支援専門員証を更新することができます。令和7年度に主任介護支援専門員更新研修を受講する場合、主任介護支援専門員更新研修の募集要項をご確認の上、必要な研修を受講してください。

3. 申込方法

インターネットの専用フォーム(更新研修・専門研修・再研修用)から必要事項を入力して申し込んでください。

<http://www.nsyakyo.or.jp/koshin.php>

※直近の法定研修を長野県以外で修了した場合は、インターネット申込のほか、修了証書の写しを郵送してください。

【郵送先】

〒380-0936 長野市中御所岡田 98 番地 1 (社福) 長野県社会福祉協議会 ケアマネ研修情報センター 宛て

4. 受講方法等

本研修は大きく分けて「講義」と「演習」によって構成されます。この「講義」は、主にオンラインによる講義動画の視聴(以下、オンライン研修)と、主に集合研修等でのグループワークなどをさします。ここに課題などを組み合わせて実施します。以下の①～④は受講者が守っていただかななくてはならない研修のルールです。

- ①本研修では講義、演習それぞれで提出課題を設けることがあります。また、締め切り日を守らないと受講が無効になることがあります。
- ②課題に取り組む時間も研修に含まれています。課題も研修の一つです。
- ③オンラインによる講義動画の視聴にかかるインターネット環境等は受講者各自でご用意ください。経費もご自身でご負担ください。

④オンラインによる講義動画の視聴における各受講者の動画の視聴割合は事務局側で把握しています。全動画の視聴が必要です。

5. 受講料

郵送で送付する研修資料と同封の請求書のとおり納付期限までに指定口座にお振込みください。

実務経験者【2回目以降更新者】：受講料（資料代含む）18,340 円

※納付された受講料等は一切返還できません。また、次年度以降の研修、又は他の介護支援専門員研修に振り替えることもできません。

※研修を途中で辞退する場合も受講料等は返金できません。十分ご注意ください。

6. 日程等について

第1期～第3期のいずれかの受講になります。※選択不可

第1期

受講方法	日程	会場
オンライン研修	5日間相当	6月24日～8月5日
集合研修	浅間温泉文化センター	8月6日

第2期

受講方法	日程	会場
オンライン研修	5日間相当	6月24日～8月6日
集合研修	浅間温泉文化センター	8月7日

第3期

受講方法	日程	会場
オンライン研修	5日間相当	8月5日～9月17日
集合研修	浅間温泉文化センター	9月18日

【備考】

- ・日程、会場は予定です。変更になる場合があります。
- ・想定日数とは、動画配信による講義等の視聴時間+提出課題に取り組む時間を指します。
- ・オンライン研修とは上記日程の期間中に指定の数の講義動画を視聴していただくことです。講義動画は日程に記載の期間中、いつでも視聴いただけます。
- ・受講時期、会場については有効期間満了日や業務開始時期等を加味して事務局で決定し、受講決定通知にてお知らせします。

7. 研修科目

本研修は「介護支援専門員専門研修(専門研修課程Ⅱ)」と合同で実施します。

研修カリキュラムは別紙カリキュラムをご確認ください。

※カリキュラムは変更する場合がありますので、予めご了承ください。

申込期限：令和7年4月14日（月）消印有効

令和7年度介護支援専門員更新研修【実務未経験者】 受講要項

研修実施機関：（社福）長野県社会福祉協議会

※本要項の前に「令和7年度 長野県介護支援専門員研修（法定研修）受講の手引き」を先にご確認ください。

1. 本研修の目的

介護支援専門員に必要な知識、技能の習得を図り介護支援専門員の資質の向上を図ることを目的とします。

※なお、介護支援専門員の実務経験のない方が介護支援専門員の更新をするためには、本研修を修了することが必要です。

2. 受講対象者

以下のいずれかに該当し、かつ介護支援専門員証の有効期間満了日を2025(令和7)年10月1日～2026(令和8)年9月30日に迎える者

- (1) 介護支援専門員として登録後、実務に従事した経験のない者
- (2) 現在所持している介護支援専門員証の交付日以降に介護支援専門員として実務に従事した経験のない者

3. 申込方法

インターネットの専用フォーム（更新研修・専門研修・再研修用）から必要事項を入力して申し込んでください。

<http://www.nsyakyo.or.jp/koshin.php>

※直近の法定研修を長野県以外で修了した場合は、インターネット申込のほか、修了証書の写しを郵送してください。

【郵送先】

〒380-0936 長野市中御所岡田 98 番地 1 （社福）長野県社会福祉協議会 ケアマネ研修情報センター 宛て

4. 受講方法等

本研修は大きく分けて「講義」と「演習」によって構成されます。この「講義」は、主にオンラインによる講義動画の視聴（以下、オンライン研修）と、主に集合研修等でのグループワークなどをさします。ここに課題などを組み合わせて実施します。以下の①～④は受講者が守っていただかななくてはならない研修のルールです。

- ①本研修では講義、演習それぞれで提出課題を設けることがあります。また、締め切り日を守らないと受講が無効になることがあります。
- ②課題に取り組む時間も研修に含まれています。課題も研修の一つです。
- ③オンラインによる講義動画の視聴にかかるインターネット環境等は受講者各自でご用意ください。経費もご自身でご負担ください。
- ④オンラインによる講義動画の視聴における各受講者の動画の視聴割合は事務局側で把握しています。全動画の視聴が必要です。

5. 受講料

郵送で送付する研修資料と同封の請求書のとおり納付期限までに指定口座にお振込みください。

更新研修【実務未経験者】：受講料（資料代含む）41,600 円

※納付された受講料等は一切返還できません。また、次年度以降の研修、又は他の介護支援専門員研修に振り替えることもできません。

※研修を途中で辞退する場合も受講料等は返金できません。十分ご注意ください。

6. 日程等について

第1期、もしくは第2期のいずれかの受講になります。※選択不可

第1期

想定日数	受講方法	日程	会場
全8日間相当	オンライン研修	6日間相当	6月6日～7月22日
	集合研修（2日）	浅間温泉文化センター	7月23日、24日

第2期

想定日数	受講方法	日程	会場
全8日間相当	オンライン研修	6日間相当	8月15日～9月30日
	集合研修（2日）	浅間温泉文化センター	10月1日、2日

※2期については集合研修をZOOMなどのオンラインで行う可能性あり。

【備考】

- ・日程、会場は予定です。変更になる場合があります。
- ・想定日数とは、動画配信による講義等の視聴時間+提出課題に取り組む時間を指します。
- ・オンライン研修とは上記日程の期間中に指定の数の講義動画を視聴していただくことです。講義動画は日程に記載の期間中、いつでも視聴いただけます。
- ・受講時期、会場については有効期間満了日や業務開始時期等を加味して事務局で決定し、受講決定通知にてお知らせします。

7. 研修科目

本研修は「介護支援専門員再研修」と合同で実施します。

研修カリキュラムは別紙カリキュラムをご確認ください。

※カリキュラムは変更する場合がありますので、予めご了承ください。

申込期限：令和7年4月14日（月）消印有効

令和7年度 介護支援専門員再研修 受講要項

研修実施機関：（社福）長野県社会福祉協議会

※本要項の前に「令和7年度 長野県介護支援専門員研修（法定研修）受講の手引き」を先にご確認ください。

1. 本研修の目的

介護支援専門員として実務に就いていない者又は実務から離れている者が実務に就く際に、介護支援専門員としての必要な知識、技術の再取得を図ることを目的とします。

2. 受講対象者

介護支援専門員として都道府県知事の登録を受けた者であり、既に介護支援専門員証の有効期間が満了した者で同専門員証の再交付を受けようとする者。

3. 申込方法

インターネットの専用フォーム（更新研修・専門研修・再研修用）から必要事項を入力して申し込んでください。

<http://www.nsyakyo.or.jp/koshin.php>

※直近の法定研修を長野県以外で修了した場合は、インターネット申込のほか、修了証書の写しを郵送してください。

【郵送先】

〒380-0936 長野市中御所岡田 98 番地 1（社福）長野県社会福祉協議会 ケアマネ研修情報センター 宛て

4. 受講方法等

本研修は大きく分けて「講義」と「演習」によって構成されます。この「講義」は、主にオンラインによる講義動画の視聴（以下、オンライン研修）と、主に集合研修等でのグループワークなどをさします。ここに課題などを組み合わせて実施します。以下の①～④は受講者が守っていただかなくてはならない研修のルールです。

- ①本研修では講義、演習それぞれで提出課題を設けることがあります。また、締め切り日を守らないと受講が無効になることがあります。
- ②課題に取り組む時間も研修に含まれています。課題も研修の一つです。
- ③オンラインによる講義動画の視聴にかかるインターネット環境等は受講者各自でご用意ください。経費もご自身でご負担ください。
- ④オンラインによる講義動画の視聴における各受講者の動画の視聴割合は事務局側で把握しています。全動画の視聴が必要です。

5. 受講料

郵送で送付する研修資料と同封の請求書のとおり納付期限までに指定口座にお振込みください。

介護支援専門員再研修：受講料（資料代含む）41,600 円

※納付された受講料等は一切返還できません。また、次年度以降の研修、又は他の介護支援専門員研修に振り替えることもできません。

※研修を途中で辞退する場合も受講料等は返金できません。十分ご注意ください。

6. 日程等について

第1期、もしくは第2期のいずれかの受講になります。※選択不可

第1期

想定日数	受講方法	日程	会場
全8日間相当	オンライン研修	6日間相当	6月6日～7月22日
	集合研修（2日）	浅間温泉文化センター	7月23日、24日

第2期

想定日数	受講方法	日程	会場
全8日間相当	オンライン研修	6日間相当	8月15日～9月30日
	集合研修（2日）	浅間温泉文化センター	10月1日、2日

※2期については集合研修をZOOMなどのオンラインで行う可能性あり。

【備考】

- ・日程、会場は予定です。変更になる場合があります。
- ・想定日数とは、動画配信による講義等の視聴時間＋提出課題に取り組む時間を指します。
- ・オンライン研修とは上記日程の期間中に指定の数の講義動画を視聴していただくことです。講義動画は日程に記載の期間中、いつでも視聴いただけます。
- ・受講時期、会場については有効期間満了日や業務開始時期等を加味して事務局で決定し、受講決定通知にてお知らせします。

7. 研修科目

本研修は「介護支援専門員更新研修（実務未経験者）」と合同で実施します。

研修カリキュラムは別紙カリキュラムをご確認ください。

※カリキュラムは変更する場合がありますので、予めご了承ください。

申込期限：令和7年4月14日（月）消印有効

令和7年度 介護支援専門員専門研修【専門研修課程Ⅰ・Ⅱ】受講要項

研修実施機関：（社福）長野県社会福祉協議会

※本要項の前に「令和7年度 長野県介護支援専門員研修（法定研修）受講の手引き」を先にご確認ください。

1. 本研修の目的

現任の介護支援専門員に対して、一定の実務経験をもとに、必要に応じた専門知識・技能の修得を図ることにより、その専門性を高め、もって介護支援専門員の資質向上を図ることを目的とします。

※なお、介護支援専門員証の有効期間内に本研修を修了した場合、介護支援専門員証の更新のために必要な更新研修を免除することができます。

2. 受講対象者

【専門研修課程Ⅰ】

現に介護支援専門員としての実務に従事し、かつ研修初日前日までに実務経験が通算6ヶ月以上の者

【専門研修課程Ⅱ】

現に介護支援専門員としての実務に従事し、かつ研修初日前日までに、実務経験が通算3年以上の者

※2025（令和7）年10月1日～2026（令和8）年9月30日に介護支援専門員証の有効期間満了を迎える方は更新研修を受講してください。

3. 受講決定について

受講申込者多数の場合、介護支援専門員証の有効期間満了日が近い方等を優先的に、申込みを受け付けます。また、申込内容等に不備がある間は保留となります。

4. 申込方法

①インターネットの専用フォーム（更新研修・専門研修・再研修用）から必要事項を入力して申し込んでください。

URL：<http://www.nsyakyo.or.jp/koshin.php>

②実務に従事した期間を確認しますので、①の申込のうえ「実務経験証明書」を郵送してください。証明書の様式は現在勤務している法人（事業所）だけで実務経験が通算6か月又は3年以上の場合は様式1のみの提出です。現在勤務している法人（事業所）だけでは6か月又は3年に満たない場合は様式1・様式2の両方を使い過去の実務経験を合算して通算6か月又は3年以上を証明してください。

郵送先 〒380-0936 長野市中御所岡田 98 番地 1

（社福）長野県社会福祉協議会 ケアマネ研修情報センター 宛て

※直近の法定研修を長野県以外で修了した方は、①、②に加え、修了証書の写しを郵送してください。

5. 提出締切

令和7年4月14日（月）【消印有効】

※インターネットの申込のうえ、上記期限までに必要書類を郵送で提出してください。

6. 受講方法等

本研修は大きく分けて「講義」と「演習」によって構成されます。この「講義」は、主にオンラインによる講義動画の視聴（以下、オンライン研修）と、主に集合研修等でのグループワークなどをさします。ここに課題などを組み合わせて実施します。以下の①～④は受講者が守っていただかなくてはならない研修のルールです。

- ①本研修では講義、演習それぞれで提出課題を設けることがあります。また、締め切り日を守らないと受講が無効になることがあります。
- ②課題に取り組む時間も研修に含まれています。課題も研修の一つです。
- ③オンラインによる講義動画の視聴にかかるインターネット環境等は受講者各自でご用意ください。経費もご自身でご負担ください。
- ④オンラインによる講義動画の視聴における各受講者の動画の視聴割合は事務局側で把握しています。全動画の視聴が必要です。

7. 受講料

郵送で送付する研修資料と同封の請求書のとおり納付期限までに指定口座にお振込みください。

専門研修課程Ⅰ：受講料（資料代含む）34,060 円

専門研修課程Ⅱ：受講料（資料代含む）18,340 円

※納付された受講料等は一切返還できません。また、次年度以降の研修、又は他の介護支援専門員研修に振り替えることもできません。

※研修を途中で辞退する場合も受講料等は返金できません。十分ご注意ください。

8. 日程等について

専門研修課程Ⅰはオンライン研修（7日間相当）と集合研修（2日）、専門研修課程Ⅱはオンライン研修（5日間相当）と集合研修（1日）の受講になります。集合研修の日程は選択できません。

(1) 専門研修Ⅰ

第1期～第2期のいずれかの受講になります。※選択不可

第1期

受講方法	日程	会場
オンライン研修	7日間相当	5月16日～7月2日
集合研修（2日）	浅間温泉文化センター	7月3日、4日

第2期

受講方法	日程	会場
オンライン研修	7日間相当	7月15日～9月2日
集合研修（2日）	浅間温泉文化センター	9月3日、4日

(2) 専門研修課程Ⅱ

資格証の更新経験の有無により受講する日程が変わります

①資格証更新経験なし

受講方法	日程	会場
オンライン研修	5日間相当	① 7月10日～8月21日 ② 9月11日～10月22日
集合研修 (いずれか1日)	①② 浅間温泉文化センター	① 8月22日 ② 10月23日

②資格証更新経験あり

受講方法	日程	会場
オンライン研修	5日間相当	① 6月24日～8月5日 ② 6月24日～8月6日 ③ 8月5日～9月17日
集合研修 (いずれか1日)	①浅間温泉文化センター	8月6日
	②浅間温泉文化センター	8月7日
	③浅間温泉文化センター	9月18日

【備考】

- ・日程、会場は予定です。変更になる場合があります。
- ・想定日数とは、動画配信による講義等の視聴時間+提出課題に取り組む時間を指します。
- ・オンライン研修とは上記日程の期間中に指定の数の講義動画を視聴していただくことです。講義動画は日程に記載の期間中、いつでも視聴いただけます。
- ・受講時期、会場については有効期間満了日や業務開始時期等を加味して事務局で決定し、受講決定通知にてお知らせします。

8. 研修科目

本研修は「介護支援専門員更新研修(実務経験者)【初回更新者】」又は「介護支援専門員更新研修(実務経験者)【2回目以降更新者】」と合同で実施します。

研修カリキュラムは別紙カリキュラムをご確認ください。

※カリキュラムは変更する場合がありますので、予めご了承ください。

令和7年度 主任介護支援専門員研修 受講要項

研修実施機関：（社福）長野県社会福祉協議会

※本要項の前に「令和7年度 長野県介護支援専門員研修（法定研修）受講の手引き」を先にご確認ください。

1. 本研修の目的

地域の介護支援専門員に適切な指導・助言を行い、ケアマネジメントが適正かつ円滑に提供されるために必要な技術や知識を修得し、地域における包括的・継続的なケアシステムを構築する中核的な役割を果たす主任介護支援専門員を養成することを目的とします。

なお、この主任介護支援専門員研修は更新研修ではありませんので、介護支援専門員証の更新はできません。介護支援専門員証の更新の際は「更新研修」をご受講ください。

2. 受講対象者

原則として当該年度現在の登録地が県内にある者で、「介護支援専門員資質向上事業実施要綱」に基づく介護支援専門員専門研修（専門課程Ⅰ及びⅡ）又は介護支援専門員更新研修（実務経験者）を修了し、かつ下記4の受講要件に該当する者としてします。

※介護支援専門員再研修及び介護支援専門員更新研修（実務未経験者）の修了は上記に該当しません。

3. 定員

140名

4. 受講要件

以下の①～⑦のいずれかに該当する方が受講いただけます。

- ①専任（常勤専従）の介護支援専門員として従事した期間が通算5年以上である者（※1）。
居宅介護支援事業所における管理者との兼務がある者は通算期間に算定できる。（在宅介護支援センター管理者との兼務の期間は含みません。）
- ②「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー養成研修修了者又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、専任（常勤専従（考え方は①と同じ））の介護支援専門員として従事した期間が3年以上である者
- ③常勤兼務の介護支援専門員として従事した期間が5年以上である者で、都道府県が主催する介護支援専門員に対する研修会の講師等を務めた経験があり、県が適当と認めた者
- ④常勤兼務の介護支援専門員として従事した期間が3年以上である者で、ケアマネジメントリーダー養成研修修了者
又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、都道府県が主催する介護支援専門員に対する研修会の講師等を務めた経験があり、県が適当と認めた者
- ⑤地域包括支援センターに主任介護支援専門員として配属予定の者で、介護支援専門員として3年以上の実務経験を有し、地域の介護支援専門員の相談・支援等に関する知識及び能力を有している者として市町村の推薦を受けた者

⑥施行規則第 140 条の 66 第 1 号イ（3）に規定する主任介護支援専門員に準ずる者として、現に地域包括支援センターに配属されている者

⑦専任（常勤専従）の介護支援専門員として従事した期間が通算 5 年以上である者（※1）で、居宅介護支援事業所以外の管理者との兼務がある者。ただし、前年度に長野県社会福祉協議会の指定する研修を受講した者。

（令和 7 年度に受講申込をする者は、当該年度に実施する研修を受講することとする）。研修の実施については後日ご案内します。

☆⑦の申し込みは①～⑥の方を優先的に受付けた後、先着順となります。

（※1）

「従事期間の基準日」は主任介護支援専門員研修初日の前日までとする。

「常勤」とは、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従事者が勤務すべき時間数（32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする）に達していることをいいます。

「専従」とは、サービス提供時間帯（当該従事者の当該事業所における勤務時間）を通じて、当該サービス以外の職務に従事しないことをいいます。

「専任（常勤専従）の介護支援専門員として従事した期間」として算定する業務の範囲とは、事業所または、施設において、介護支援専門員としてサービス計画の作成に関する業務に従事していたこと。単に要介護認定のための調査業務のみを行っていた場合や利用者やサービス提供事業所との連絡調整を補助的に行ったのみでサービス計画の作成を行っていなかった場合は従事した期間とは認められません。

5. 申込方法

①インターネットの専用フォーム（主任介護支援専門員研修）から必要事項を入力して申し込んでください。

URL : <http://www.nsyakyo.or.jp/shunin.php>

②受講申込書等と研修用書類を期日までに郵送してください。

郵送先 〒380-0936 長野市中御所岡田 98 番地 1

（社福）長野県社会福祉協議会 ケアマネ研修情報センター 宛て

受講申込書

①令和 7 年度主任介護支援専門員研修受講申込書（様式 1）

②実務経験証明書等（様式 2～5）

※ご自身の該当する「2 受講対象者」に示した受講要件に応じて書類をご提出ください。詳しくは様式 1 をご確認ください。

③長野県社会福祉協議会の指定する研修を受講したことを証明する書類

※「4 受講要件」の⑦に該当する者のみ。

令和 7 年度に受講申込する者は提出期限によらず、研修の受講終了次第提出とする。

④提出物チェックリスト（様式 6）

「確認事項」欄に記載の項目を確認し、チェック欄にチェックを行ったうえで提出してください。

研修用書類

※個人情報か特定できるものは受け付けません。また、受講決定後、集合研修のグループ分けをするための参考に使用します。

①事例概要（様式7）

事例概要については、利用者の生活意向や課題分析の事例研究の根拠となる情報を指定様式に記載してください。

②ICF 分類表（様式8）

ICF 分類表の作成については、ケアプランの作成にあたって着目した生活機能について ICF に整理して、まとめてください。

③事例の社会資源調査表（様式9）

社会資源調査表は、事例の身近にある社会資源を、活用する可能性の有無に関わらず記載（インフォーマルな社会資源を含む）してください。施設の事例であっても施設の周囲の資源を探して記載してください。

④ケアプラン（国の標準様式の要件を満たすもの）

受講者本人が作成した居宅ケアプランか施設ケアプラン、第1表から第3表または予防ケアプラン。（提出されたケアプランに係る書類は、本研修のみに使用し、目的外の利用、又は第三者への提供はいたしません）

⑤レポート（A4 サイズ1枚）

介護保険制度におけるケアマネジメントは「利用者の尊厳の保持・自立支援・福祉の増進を図る」ことが目的です。あなたがケアプラン作成にあたって、利用者（提出事例）に対しての「尊厳の保持」「自立支援」「福祉の増進」を具体的にどのように考え、どのようにしたのか説明してください。

※事例の概要解説は必要ありません。

※指定様式はありませんが、冒頭に事例タイトルをつけてください。

※本文の文字数は800文字以上1200文字以内（タイトルは文字数に含まない）とし、レポートの最後に文字数を記載して下さい。

提出期限までに全ての書類の提出がない場合や提出書類に不備がある場合は受講できませんので、十分に確認を行ってください。

6. 提出先

〒380-0936 長野市大字中御所字岡田 98 番地 1

（社福）長野県社会福祉協議会 ケアマネ研修情報センター 宛て

7. 提出締切

令和7年4月14日（月）【消印有効】

※インターネットの申込のうえ上記期限までに必要書類を郵送で提出してください。

8. 受講方法等

本研修は大きく分けて「講義」と「演習」によって構成されます。この「講義」は、主にオンラインによる講義動画の視聴（以下、オンライン研修）と、主に集合研修等でのグループワークなどをさします。ここに課題などを組み合わせて実施します。以下の①～④は受講者が守っていただかななくてはならない研修のルールです。

①本研修では講義、演習それぞれで提出課題を設けることがあります。また、締め切り日を守らないと受講

が無効になることがあります。

②課題に取り組む時間も研修に含まれています。課題も研修の一つです。

③オンラインによる講義動画の視聴にかかるインターネット環境等は受講者各自でご用意ください。経費もご自身でご負担ください。

④オンラインによる講義動画の視聴における各受講者の動画の視聴割合は事務局側で把握しています。全動画の視聴が必要です。

9. 受講料

郵送で送付する研修資料と同封の請求書のとおり納付期限までに指定口座にお振込みください。

主任介護支援専門員研修 受講料（資料代含む）：47,200 円

※納付された受講料等は一切返還できません。また、次年度以降の研修、又は他の介護支援専門員研修に振り替えることもできません。

※研修を途中で辞退する場合も受講料等は返金できません。十分ご注意ください。

10. 日程等について

第1期～第2期のいずれかの受講になります。※選択不可

第1期

想定日数	受講方法	日程	会場
全12日間 相当	オンライン研修	9日間相当	6月6日～7月17日
	集合研修	長野会場	7月18日
	集合研修	長野会場	8月20日
	集合研修	長野会場	9月12日

第2期

想定日数	受講方法	日程	会場
全12日間 相当	オンライン研修	9日間相当	9月11日～10月27日
	集合研修	松本会場	10月28日
	集合研修	松本会場	11月28日
	集合研修	松本会場	12月19日

【備考】

- ・日程、会場は予定です。変更になる場合があります。
- ・想定日数とは、動画配信による講義等の視聴時間+提出課題に取り組む時間を指します。
- ・オンライン研修とは上記日程の期間中に指定の数の講義動画を視聴していただくことです。講義動画は日程に記載の期間中、いつでも視聴いただけます。
- ・受講時期、会場については有効期間満了日や業務開始時期等を加味して事務局で決定し、受講決定通知にてお知らせします。

11. 研修科目

研修カリキュラムは別紙カリキュラムをご確認ください。

※カリキュラムは変更する場合がありますので、予めご了承ください。

令和7年度 主任介護支援専門員更新研修 受講要項

研修実施機関：（社福）長野県社会福祉協議会

※本要項の前に「令和7年度 長野県介護支援専門員研修（法定研修）受講の手引き」を先にご確認ください。

1. 本研修の目的

主任介護支援専門員に対して、主任介護支援専門員研修修了証書の有効期間の更新時に併せて、研修の受講を課すことにより、継続的な資質向上を図るための定期的な研修受講の機会を確保し、主任介護支援専門員の役割を果たしていくために必要な能力の保持・向上を図ることを目的とします。

※介護支援専門員証の有効期間内に本研修を修了した場合は、本研修の修了をもって介護支援専門員証を更新することができます。

2. 受講対象者

下記3の受講要件に該当するものであって、主任介護支援専門員研修修了証書の有効期間がおおむね2年以内に満了する者としてします。（受講対象期間は「11 その他 主任介護支援専門員更新研修受講対象者早見表」参照）

3. 受講要件

以下の①～⑤までのいずれかに該当する方が受講いただけます。

①過去3年以内に以下の経験を有する者

- ・介護支援専門員に係る法定研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者
- ・一般社団法人長野県介護支援専門員協会が主催する法定外研修の講師経験がある者
- ・長野県介護支援専門員地域同行型研修のアドバイザーの経験がある者

②地域包括支援センターや職能団体が開催する法定外の研修※1等に4回以上参加した者

③一般社団法人日本ケアマネジメント学会（一般社団法人日本介護支援専門員協会、一般社団法人長野県介護支援専門員協会含む）が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者。（ただし、3年以内の発表抄録の発表者であること）

④一般社団法人日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー

⑤主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり都道府県が適当と認める者

※1 法定外研修について

1. 定義

法定外研修は、主任介護支援専門員更新研修受講にふさわしいものとし、次に掲げるものであって、次に定める事項を満たすものをいう。

- (1)長野県、県内保険者、県内地域包括支援センター、一般社団法人長野県介護支援専門員協会、一般社団法人日本介護支援専門員協会、一般社団法人日本ケアマネジメント学会又は、長野県介護支援専門員研修指定研修実施機関が主催するもの
- (2)上記以外の職能団体等が主催であって、かつ長野県介護支援専門員研修指定研修実施機関が認めるもの
- (3)長野県介護支援専門員資質向上事業実施要綱第5条第2項イの規定による「実習Ⅱ」における実習指導者がおこなう実習指導

2. 対象期間

法定外研修の対象期間は令和6年4月1日～令和7年3月31日までに受講終了又は修了したものとす

る。

3. 算定基準及び研修時間

法定外研修は1日単位で1回と算定し、研修時間は1回につき90分以上のものとする。なお、研修時間に休憩は含まれない。

ただし、「1：定義」の(3)に規定する「実習Ⅱ」を指導した者は、前年度の実習指導に限り、実習指導の回数にかかわらず、当該年度の法定外研修を1回受講したものとみなす。

●長野県、県内保険者、県内地域包括支援センター、長野県介護支援専門員研修指定研修実施機関が主催する法定外研修は、本会HP「ふれあいネット信州」をご確認ください。

(<http://www.nsyakyo.or.jp/>)

4. 申込方法

(1) インターネットの専用フォーム（主任介護支援専門員更新）から必要事項を入力して申し込んでください。

<http://www.nsyakyo.or.jp/shuninkoshin.php>

(2) 提出書類

(3) 主任介護支援専門員更新研修受講申込書（様式1）※全員必ず提出

(4) 受講要件別提出書類（以下より確認）

①の方…介護支援専門員に係る法定研修の企画、講師やファシリテーターの依頼文及び研修日程表(写)
または、一般社団法人長野県介護支援専門員協会が主催する法定外研修の依頼文(写)または長野県介護支援専門員地域同行型研修のアドバイザー修了証書(写)

②の方…受講証明書(写) ※次の各号に掲げる事項が記載された法定外研修受講証明書等も有効とする。

(1) 受講者氏名

(2) 受講年月日、時間

(3) 実施団体の住所、法人名、法人代表名及び法人(公)印

(4) 研修名

(5) 研修会場名

また、「3 受講要件」の②※1【法定外研修について】の1(3)に該当する方は、長野県介護支援専門員研修指定研修実施機関に提出した「長野県介護支援専門員「実習Ⅱ」実施要領」の長野県介護支援専門員実務研修「実習実施報告書」(様式第5号)の写し(実習指導者氏名欄に申込者自身の氏名が記載されているもの)をご提出ください。

③の方…一般社団法人日本ケアマネジメント学会（一般社団法人日本介護支援専門員協会、一般社団法人長野県介護支援専門員協会含む）が開催した研究大会の資料(大会冊子の表紙・プログラムや分科会のテーマ等)及び発表抄録の写し

④の方…一般社団法人日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーの認定登録証(写)

⑤の方…長野県健康福祉部介護支援課にお問合せください。(電話 026-235-7129)

※不正な手段により提出書類を作成された場合は、研修の受講及び修了を取消します。

※提出期限までに全ての書類の提出がない場合や、提出書類に不備がある場合は受講できませんので、十分に確認を行ってください。

5. 提出先

〒380-0936 長野市大字中御所字岡田 98 番地 1

(社福) 長野県社会福祉協議会 ケアマネ研修情報センター 宛て

6. 提出締切

令和7年4月14日（月）【消印有効】

インターネットの申込のうえ上記期限までに必要書類を郵送で提出してください。

7. 受講方法等

本研修は大きく分けて「講義」と「演習」によって構成されます。この「講義」は、主にオンラインによる講義動画の視聴（以下、オンライン研修）と、主に集合研修等でのグループワークなどをさします。ここに課題などを組み合わせて実施します。以下の①～④は受講者が守っていただかなくてはならない研修のルールです。

- ①本研修では講義、演習それぞれで提出課題を設けることがあります。また、締め切り日を守らないと受講が無効になることがあります。
- ②課題に取り組む時間も研修に含まれています。課題も研修の一つです。
- ③オンラインによる講義動画の視聴にかかるインターネット環境等は受講者各自でご用意ください。経費もご自身でご負担ください。
- ④オンラインによる講義動画の視聴における各受講者の動画の視聴割合は事務局側で把握しています。全動画の視聴が必要です。

8. 受講料

郵送で送付する研修資料と同封の請求書のとおり納付期限までに指定口座にお振込みください。

主任介護支援専門員更新研修 受講料（資料代含む）：56,400 円

※納付された受講料等は一切返還できません。また、次年度以降の研修、又は他の介護支援専門員研修に振り替えることもできません。

※研修を途中で辞退する場合も受講料等は返金できません。十分ご注意ください。

9. 日程等について

第1期～第2期のいずれかの受講になります。※選択不可

第1期

想定日数	受講方法	会場	日程
全8日間 相当	オンライン研修	6日間相当	5月16日～6月23日
	集合研修	松本会場	6月24日
	集合研修	松本会場	7月11日

第2期

想定日数	受講方法	会場	日程
全8日間 相当	オンライン研修	6日間相当	10月10日～11月20日
	集合研修	長野会場	11月21日
	集合研修	長野会場	12月5日

【備考】

- ・日程、会場は予定です。変更になる場合があります。
- ・想定日数とは、動画配信による講義等の視聴時間+提出課題に取り組む時間を指します。
- ・オンライン研修とは上記日程の期間中に指定の数の講義動画を視聴していただくことです。講義動画は日程に記載の期間中、いつでも視聴いただけます。
- ・受講時期、会場については有効期間満了日や業務開始時期等を加味して事務局で決定し、受講決定通知にてお知らせします。

10. 研修科目

研修カリキュラムは別紙カリキュラムをご確認ください。

※カリキュラムは変更する場合がありますので、予めご了承ください。

11. その他

主任介護支援専門員更新研修受講対象者早見表

※主任介護支援専門員研修（更新研修）修了証書有効期間満了日のおおむね2年前から受講可能

○前回、主任介護支援専門員研修を受講

修了年度	受講対象期間
令和3年度 2期 修了者 有効期間満了日：令和8年9月29日	令和6年9月30日～令和8年9月29日
令和3年度 1期 修了者 有効期間満了日：令和8年9月28日	令和6年9月29日～令和8年9月28日
令和2年度 修了者 有効期間満了日：令和8年1月17日	令和6年1月18日～令和8年1月17日

《注意事項》

受講対象期間より先に介護支援専門員証の更新を迎える方は、先に介護支援専門員の更新研修又は専門研修を受講し、更新手続きを行った上で、介護支援専門員証の有効期間に本研修を受講してください。

○前回、主任介護支援専門員更新研修を受講

主任介護支援専門員の有効期間満了日	受講対象期間
令和9年8月8日	令和7年8月9日～令和9年8月8日
令和9年1月26日	令和7年1月27日～令和9年1月26日
令和8年12月26日	令和6年12月27日～令和8年12月26日
令和8年8月18日	令和6年8月19日～令和8年8月18日
令和7年12月14日	令和5年12月15日～令和7年12月14日